

# GPS移動追跡装置を用いた位置情報探索捜査に関する意見書

2017年（平成29年）1月19日

日本弁護士連合会

## 第1 意見の趣旨

- 1 警察庁は、現在、任意捜査として「移動追跡装置運用要領」に基づき実施している、GPS移動追跡装置を用いた位置情報探索捜査（以下「GPS捜査」という。）を直ちに中止すべきである。
- 2 GPS捜査について、捜査対象者のプライバシー権を不当に侵害することのないよう、少なくとも別紙1記載の要件及び手続を法律によって定め、裁判官の厳格な審査により発付された令状の下で行われるようにすべきである。

## 第2 意見の理由

### 1 警察庁によるGPS捜査について

#### (1) GPS捜査の概要

GPS（グローバル・ポジショニング・システム）とは、複数の衛星からの電波を受信し、その時間差を計算することによって対象の位置を特定できる装置（全地球測位システム装置）であり、カーナビゲーションやバスの運行状況管理システム等に広く利用されている。

GPS捜査は、上記のようなGPSの特性を利用して、捜査対象者の位置情報や移動履歴を把握し、これを追跡して逮捕等に活用するために、捜査対象者の承諾を得ることなく、GPSを捜査対象者の車両等に取り付けて、位置情報を取得・記録するものである。具体的には、警察は、警備会社との間で締結した契約に基づき、警備会社が提供する位置情報提供及び現場急行サービス用のGPS端末の貸与を受け、上記のとおり、当該GPS端末を捜査対象者の車両等に取り付けた上で、インターネットに接続された携帯電話機等で警備会社のサーバーにアクセスして位置検索をすると、GPS端末の所在位置の住所地（概略）と、測位の誤差及び地図上の位置を携帯電話機等の画面で見ることができるというものである（なお、位置情報を含む検索結果は、警備会社において保管されており、その情報は警察においても入手可能である。）。また、別途契約をすれば、所定のソフトを使用することで、自動で定期的に位置検索を行い、その軌跡を地図上で確認することもできている。

警察庁は、GPS捜査に関し、2006年（平成18年）6月30日に、各都道府県警察宛てに、警察庁刑事局刑事企画課長発出の「移動追跡装置運用要領の制定について」と題する通達及び「移動追跡装置運用要領」（以下「運用要領」という。）を発出した。

警察庁は、GPS捜査を任意捜査と位置付けており、運用要領を公開しておらず、GPS捜査の実態は明らかにされていない。しかし、GPS捜査の違法性が争われた①大阪地方裁判所2015年（平成27年）1月27日付け決定（以下「大阪地裁決定①」という。）、②同地裁2015年（平成27年）6月5日付け決定（以下「大阪地裁決定②」という。）及び当該事案に関する控訴審判決である大阪高等裁判所2016年（平成28年）3月2日付け判決（以下「大阪高裁判決」という。）、③名古屋地方裁判所2015年（平成27年）12月24日付け判決（以下「名古屋地裁判決」という。）及び当該事案に関する控訴審判決である名古屋高等裁判所2016年（平成28年）6月29日付け判決（以下「名古屋高裁判決」という。）、④水戸地方裁判所2016年（平成28年）1月22日付け決定（以下「水戸地裁決定」という。）、⑤広島地方裁判所福山支部2016年（平成28年）2月16日付け判決（以下「広島地裁福山支部判決」という。）及び当該事案に関する控訴審判決である広島高等裁判所2016年（平成28年）7月21日付け判決や情報公開により、運用要領の概要が次項のとおり明らかになっている。

なお、上記①から⑤の各判決又は決定におけるGPS捜査の内容、プライバシー侵害性・強制捜査性、検証に該当するか否かに関する判示の要旨は、別紙2各記載のとおりである<sup>1</sup>。

## (2) 警察庁の運用要領の概要

### ① 目的

この要領は、移動追跡装置を用いた任意捜査に関し、その使用要件、手続その他必要な事項を定めることにより、その適正を確保することを目的とする。

### ② 定義

移動追跡装置とは、捜査の対象となる物の位置情報を取得する装置をいう<sup>2</sup>。

---

<sup>1</sup> GPS捜査の違法性が争われた事案として、他に報道等により確認できたものとしては、福井地方裁判所2016年（平成28年）12月6日付け判決及び東京地方裁判所立川支部2016年（平成28年）12月22日付け決定がある（判決書・決定書未入手）。

<sup>2</sup> どのようなシステムの移動追跡装置であるかについては、情報公開によってもマスキングされて不

### ③ 使用要件

任意捜査を行うに当たり、移動追跡装置を用いるについては、次の各号に定める要件を満たさなければならないものとする。

ア 一定の犯罪<sup>3</sup>（7類型）の捜査を行うに当たり、犯罪の嫌疑、危険性の高さなどに鑑み、速やかに被疑者を検挙することが求められる場合であつて、他の捜査によっては対象の追跡を行うことが困難であるなど捜査上特に必要があること。

イ 犯罪を構成するような行為を伴うことなく、捜査の対象となる物<sup>4</sup>（4類型）に取り付けること。

### ④ 使用手続等

ア 警察本部捜査主管課長による事前承認

所属長は、任意捜査を行うに当たり、移動追跡装置を用いる必要があるときは、あらかじめ、警察本部捜査主管課長（以下「主管課長」という。）に申請してその承認を得なければならない。

イ 運用状況の報告

(ア) 捜査主任官は、所属長に対し、毎日の移動追跡装置の運用状況を報告しなければならない。

(イ) 所属長は、主管課長に対し、移動追跡装置の運用状況を1週間に1回以上報告しなければならない。

ウ 使用の必要性の検討

捜査主任官、所属長及び主管課長は、捜査の状況を踏まえ、移動追跡装置の運用について必要な見直しを行い、使用の継続の必要性がなくなったときは、直ちにその使用を終了する措置を採らなければならない。

### ⑤ 保秘の徹底

移動追跡装置を使用した捜査の具体的な実施状況等については、文書管理等を含め保秘を徹底するものとし、一定の事項<sup>5</sup>（3類型）に特に留意する。

以上のとおり、現在、警察庁が運用要領に基づいて実施しているGPS捜査

---

開示となっているが、大阪地裁決定①及び②によって、GPSを用いた移動追跡装置であることが明らかになっている。

<sup>3</sup> 7類型あるが不開示。なお、7類型の犯罪の一つが「窃盗」であることが上記大阪地裁決定①及び②で明らかにされている。

<sup>4</sup> 4類型あるが不開示。4類型の捜査対象物の一つが「車両」であることが上記大阪地裁決定①及び②で明らかにされている。

<sup>5</sup> 3類型あるが不開示。

は、捜査の開始から終了まで、そしてその捜査記録の保管・管理に至るまで、全て警察内部で処理されている上、保秘が徹底されており、裁判所等の第三者機関の関与・チェックを排除するものとなっている。

### (3) 類似の捜査方法—GPS機能付き携帯電話による位置情報の取得

捜査対象者の位置情報を取得するために、GPS捜査と類似する方法として、GPS機能付き携帯電話の位置情報を取得する捜査方法がある。

この捜査については、通信の秘密の保護や個人情報の適正な取扱いのために電気通信事業者が遵守すべき基本的事項を定めた総務省告示「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が、捜査機関からの要請により位置情報の取得を求められた場合において、事業者がその提供を行うには裁判官発付の令状が必要であると定めていることから（第26条）、捜査実務上、検証許可状の発付が必要とされている（なお、従前は、「当該位置情報が取得されていることを利用者が知ることができるとき」に限っていたが、2015年（平成27年）6月の改正において、捜査機関からの要請に基づく場合には、裁判官の令状の発付がなされれば、利用者に知らせることなく位置情報の取得が認められることとなった。）。

なお、GPS機能付き携帯電話による位置情報の取得について、当連合会は、2011年（平成23年）8月26日付け「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン及び解説の改正案に対する意見書」において、「仮に、GPSによる位置情報の提供を許容するとしても、国会における国民的議論を経て、その取得につき、一般の検証の要件と比して、より厳格な要件を定める刑事訴訟法の改正によってなされるべきである。」との意見を発出している。

## 2 GPS捜査の法的問題

GPS捜査については、①GPS装置の装着又はその取り外しに伴う問題（装着等のために管理権者の承諾や令状なく私有地に立ち入る等の問題（別紙2・大阪地裁決定②の「②プライバシー侵害性・強制捜査性」参照）と②GPS装置から送られてくる位置情報の取得の問題とがあるが、特に②について、以下に述べるような法的問題が存在する。

### (1) プライバシー侵害の程度が大きいこと

GPS捜査は、対象者に気付かれない間に、容易かつ低コストで、相当正確な位置情報を、長期間にわたり常時取得できるという特徴を有しており、本質的にプライバシー侵害の程度が大きい捜査手法であると言える。

前述のガイドラインに関する総務省作成解説においても、GPS機能付き携

携帯電話の位置情報を取得する捜査について「ある人がどこに所在するかということはプライバシーの中でも特に保護の必要性が高い上に、通信とも密接に関係する事項であるから、通信の秘密に準じて強く保護することが適当である」と説明されており、位置情報がプライバシー権の中でも特に強く保護されるべきことが明記されている。

この点、GPS捜査による位置情報の取得について、任意捜査として通常行われている張り込みや尾行と比較して、プライバシー侵害の程度が大きいものではないとする考え方もある（別紙2・大阪地裁決定①の「②プライバシー侵害性・強制捜査性」参照）。

しかし、張り込みや尾行は原則として私的空間に立ち入ることができないのに対し、GPS捜査は、通常捜査員が自由に立ち入ることができない捜査対象者の自宅や立ち入り先等私的空間における位置情報も取得できる（例えば、別紙2・名古屋地裁判決及び名古屋高裁判決並びに水戸地裁決定の「②プライバシー侵害性・強制捜査性」各参照）。なお、取得される位置情報が正確でない場合あるいは相当程度の誤差が生じる場合があることを、プライバシー権の侵害の程度が大きくないことの一事情とする裁判例も見受けられるが（別紙2・大阪地裁決定①）、GPSの位置検索の高度化及び端末の小型化等が今後も進むことが明らかであること（別紙2・名古屋高裁判決参照）に鑑みれば、GPS捜査に使用される機材の精度が高くないという理由は、GPS捜査のプライバシー権の侵害の程度が高くないことの根拠としては、もはや説得力を欠くと言わざるを得ない。

さらに、GPS捜査は、GPS装置が装着されて正常に作動している限り、捜査員が捜査対象者から離れた場所においても、24時間常時かつ終期を限定することなく継続的に位置情報や行動を容易に取得することが可能である（例えば、別紙2・大阪地裁決定②（大阪高裁判決）、水戸地裁決定及び名古屋地裁判決（名古屋高裁判決）の「①GPS捜査の内容」各参照）という点においても、張り込みや尾行とは大きく異なる。

また、仮に公的空間における監視であっても、例えば、「病院や政治団体や宗教団体など人の属性・生活・活動に係わる特殊な意味合いを持つ場所の状況をことさら監視したり、相当多数のテレビカメラによって人の生活領域を継続的かつ子細に監視するなどのことがあれば、監視対象者の行動形態、趣味・嗜好、精神や肉体の病気、交友関係、思想・信条等を把握できないとも限らず、監視対象者のプライバシーを侵害するおそれがある」（大阪地方裁判所

1994年（平成6年）4月27日判時1515号116頁）との指摘が可能である。

このように、公的空間及び私的空間の区別なく、しかも長期間にわたる情報取得を可能とするGPS捜査は、張り込みや尾行以上にプライバシー侵害のおそれは大きいものと言うべきである（この点について、別紙2水戸地裁決定及び名古屋高裁判決の「②プライバシー侵害性・強制捜査性」各参照）。

(2) 収集された情報が蓄積され、目的外利用されるおそれがあること

また、GPS捜査によりいったん収集された捜査対象者の位置情報は、継続的かつ無制限に記録されて蓄積され、永久的に消去されないおそれがある。そして、当該記録（データ）が別の機会に収集されたデータと結合され、捜査対象者の行動に関する情報は、過去及び現在の位置・移動情報にとどまらず、将来の行動予測に利用されるなどの目的外利用のおそれもある。

しかしながら、運用要領においては、「使用の継続の必要性がなくなったときは直ちにその使用を終了する措置をとらなければならない。」と定められているにとどまり、GPS捜査によって得られ、蓄積された情報の利用目的・削除等について全く定められていない。

このように、GPS捜査による情報取得は、情報取得時にとどまらず、取得後の情報が蓄積され、厳格な定めなしに捜査対象者に対する捜査以外の目的（将来の犯罪捜査やプロファイリング等）でも利用され得る点でも、プライバシー侵害の程度が極めて大きいと言うべきである。

(3) 防御の機会や不服申立ての機会がないこと

上記のとおり、現在行われているGPS捜査において、捜査対象者は自らがGPS捜査の対象となっていることはもちろん、情報取得の事実やその内容について認識することができない。

もとより尾行や張り込みにおいても、通常は認識困難ではあるものの、それでもGPS捜査と比較すれば、認識することが可能であると言えるから、その点でもプライバシー権に対する侵害の大きさが著しい。

そのような重大なプライバシー権侵害の危険性がありながら、捜査対象者には、GPS捜査によってプライバシーを侵害されて情報を取得された場合に、準抗告等を通じて、違法に取得された情報を抹消させて権利回復を図る機会が与えられていない。また、捜査対象者が起訴された場合においても、GPS捜査に関する記録や資料が被告人・弁護人に開示される法的保障もない（例えば、大阪地裁決定②の事案においては、弁護人がGPS捜査の違法性について予定

主張を行い、かつ、主張関連証拠開示請求を行ったことによって初めて検察官はGPS捜査に関する内部資料を開示した経過が存する。)

#### (4) 運用の不透明性

GPS捜査は運用要領に基づいて行われているとされるが、運用要領は開示されておらず、その適否について判断する前提を欠いている。また、個別のGPS捜査が運用要領に違反し、違法と評価され得る場合であっても、それを事前にチェックし、または事後に是正する仕組みも設けられていない。

他方で、運用要領によれば、保秘については極めて厳格に徹底されており、その運用実態は秘匿されている(大阪地裁決定②は、「本件GPS捜査の実施状況は、組織として保秘を徹底すべきとされていた上、秘匿事項として捜査報告書等に一切記載されず、たまたま被告人らにGPS端末の取付けが発覚していたことを契機として公訴提起後に弁護士から主張がなされるまでは、検察官にすらその実施が秘匿されていた」旨指摘しており、後述する当該事案の控訴審判決である大阪高裁判決も、「本件の警察官らは、GPS発信器の車両への取り付けの際などに一再ならず違法の疑いのある行為に出ているほか、保秘を徹底するその一方で、組織内部で求められていたこの種捜査の適正確保のための決裁、報告等の諸手続ですら、十分には履践していなかった疑いがあり、その点は甚だ遺憾とせざるを得ない。」と判示している。)。なお、情報公開請求に対して公開された情報についても、肝要な部分がマスキング(黒塗り)されており、この点は、裁判所や国会議員に対する開示においても同様である。

このように、現在、GPS捜査は、極めて不透明な形で運用されている点においても問題が存する。

### 3 GPS捜査が強制捜査に該当すること

#### (1) 強制捜査と任意捜査の区別の基準

刑事訴訟法第197条第1項は、「捜査については、その目的を達するため必要な取調をすることができる。」として、捜査機関に対して一般的な捜査権限を認めた上で、「但し、強制の処分は、この法律に特別の定のある場合でなければ、これを行うことができない。」と規定し、捜査上、強制処分は、刑事訴訟法にそれを許す特別の規定がある場合に限って、用いることができるものとされている(強制処分法定主義)。このような強制処分を用いた捜査を強制捜査といい、憲法の令状主義(憲法第33条及び第35条)の適用を受け、原則として、あらかじめ裁判官の発する令状に基づいて行われなければならないものと解されている。

強制処分 of 意義については、「強制手段とは、有形力の行使を伴う手段を意味するものではなく、個人の意思を制圧し、身体、住居、財産等に制約を加えて強制的に捜査目的を実現する行為など、特別の根拠規定がなければ許容することが相当でない手段を意味する」とされてきたが（最高裁判所決定1976年（昭和51年）3月16日刑集30巻2号187頁）、近時は、直接の物理的作用は伴わないものの、プライバシーその他の重要な権利・利益に実質的な侵害ないし制約を加えるような新たな捜査手段については、それが相手方の明示又は黙示の意思に反して行われる場合、強制処分として捉えるべきとする見解が有力である（井上正仁「任意捜査と強制捜査の区別」）。

## (2) GPS捜査が強制捜査に当たること

既に述べたとおり、警察庁は、GPS捜査は任意捜査であるとの前提に立って、運用要領によってGPS追尾捜査を実施しているところ、上記の基準によって検討すると、上記2のとおり、GPS捜査は、情報取得時において、あらゆる場所において、しかも継続的に、捜査対象者のプライバシー性の高い情報の取得を行う可能性があり、また、情報取得後においても、収集された情報が蓄積され、当該捜査以外の将来の犯罪捜査やプロファイリング等のために目的外利用されるおそれすらあることからすれば、憲法第13条、同第35条及び国際人権（自由権）規約第17条が保障するプライバシー権を実質的に大きく侵害する可能性があり、かつ捜査対象者の意思に反して行われるものであると言えることから、強制捜査に該当すると言うべきである。

このことは、GPS機能付き携帯電話の位置情報を取得する捜査方法において、前記のとおり裁判官の発付する令状が必要とされていることから明らかであるし、通信傍受（電話盗聴）について、「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」（以下「通信傍受法」という。）が制定され、通信傍受（電話盗聴）がプライバシーを侵害する強制処分であることを前提として、捜査機関が通信傍受をする場合には、裁判官の厳格な条件を付した令状の発付を求めていることから明らかである（通信傍受法成立前の事案に関する判例として、最高裁判所決定1999年（平成11年）12月16日刑集53巻9号1327頁。以下「本件最高裁決定」という。）。

そして、アメリカ合衆国連邦最高裁においても、2012年（平成24年）、警察が車両に長期間GPS発信装置を装着してGPS捜査を行っていた事案につき、裁判官の全員一致で、令状なしにGPS情報を取得することは（日本国憲法第35条が由来する）合衆国憲法修正第4条に違反する旨の判断を下し



ている。

我が国の裁判例を見ても、現時点で明らかになっている上記5つの事案のうち、地裁レベルでは、大阪地裁決定①及び広島地裁福山支部判決を除く3つの事案がいずれも捜査対象者のプライバシーを大きく侵害する危険性があること等を理由として、GPS捜査は強制処分に該当し、令状なしに行われた捜査は違法であると判示している。

大阪地裁決定②の事案の控訴審である大阪高裁判決は、「少なくとも、本件GPS捜査に重大な違法があるとは解されず、弁護人が主張するように、これが強制処分法定主義に違反し令状の有無を問わず適法に実施し得ないものと解することも到底できない。」として、大阪地裁決定②の結論を覆し結論として捜査の違法性は否定している。しかしながら、他方で、GPS捜査について、「実施方法等いかんによっては、対象者のプライバシー侵害につながる契機を含むものである。」として、一般論としてプライバシー侵害性を認めている。また、警察官が対象から離れた場所においても、相当容易にその位置情報を取得できること、当該事案においても、車両によっては位置情報が取得された期間が比較的長期に及び、回数も甚だ多数に及んでいたこと、そのほか、捜査員がGPS発信器を提供する警備会社が保存している過去の位置（移動）情報を把握することが特に妨げられない状況にあったと認められることなどに着目して、GPS捜査が、「対象車両使用者のプライバシーを大きく侵害するものとして強制処分に当たり、無令状で行った点において違法と解する余地がないわけではない」と判示しているのであり、全面的にGPS捜査の強制捜査性や違法性を否定したものではないことは明らかである。

### (3) 小括

以上のとおり、GPS捜査が強制捜査に該当することは明らかであり、現に同捜査が強制処分に該当するあるいは該当する場合があると判示する裁判例が多数示されているにもかかわらず、警察庁は、任意捜査としてGPS捜査を行っている。このような捜査手法は、憲法第31条の適正手続の要請や憲法第35条の令状主義に照らして違憲であり、また違法であることも明らかである。

したがって、警察庁は、「移動追跡装置運用要領」に基づき実施しているGPS捜査を直ちに中止すべきである。

## 4 GPS捜査の要件・手続の法定の必要性

### (1) 要件・手続の法定の必要性

GPS捜査が強制捜査に該当すると解される以上、憲法第31条の適正手続

やプライバシー保護を目的とする憲法第35条の令状主義の要請に照らし、強制捜査として、その要件や手続が法定されるべきである。

そして、GPS捜査においては、典型的な検証とは異なり、秘密裡にGPS装置の装着を行う必要があること、その期間が長期間継続する可能性があること、捜査対象者に対して令状呈示をすることを回避する必要があること、通信傍受の立法に際して、検証処分と評価することも可能であったにもかかわらず、事後の令状呈示方式や不服申立て方法等について厳格な規定を要するとの判断から、刑事訴訟法第222条の2を根拠として、通信傍受法を制定し、裁判官の令状審査を前提として、通信傍受の対象者に対する事前の令状呈示は求めず、通信傍受後の当該通信傍受対象者に対する捜査の告知を義務付け、捜査記録の閲覧を認めたこと（通信傍受法第23条ないし第25条）等を踏まえれば、GPS捜査についても、刑事訴訟法第222条の2に特別法に授権する新たな項を設けて、特別法を制定すべきである。

なお、現行法上、警察においてGPS捜査について、検証に準じて、刑事訴訟法第218条第1項の裁判官が発付する検証令状に基づき行うことが可能であるとの考え方もある（別紙2・大阪地裁決定②、水戸地裁決定及び名古屋地裁判決）。

しかし、刑事訴訟法第222条は捜査機関による検証について、同法第110条を準用し、捜査機関に「処分を受ける者」に対する令状の事前呈示を義務付けているところ、その性質上、処分対象者に対する令状の事前呈示ができないことはやむを得ないとしても、適正手続の保障の見地から、少なくともGPS捜査終了後合理的な期間内に、処分対象者に対し処分の内容について告知をすることが必要である。また、GPS捜査は情報の押収という側面を有するから、違法な捜査が行われたときは処分対象者に対し原状回復のための不服申立ての途が保障されていなければならない。ところが、検証については、郵便物等の押収に関する処分対象者への事後通知（同法第100条第3項）のような規定はなく、また、「押収に関する裁判又は処分」として準抗告の対象とすること（同法第429条第1項、第430条第1項及び同条第2項）も認められていない。このように事後の告知及び不服申立ての各規定を欠く点で、GPS捜査を刑事訴訟法上の検証として行うことは許されないと言ふべきである（本件最高裁決定における元原利文裁判官少数意見参照。なお、別紙2・名古屋高裁判決の「③検証に該当するか否か」参照）。

## (2) アメリカ合衆国における運用

アメリカ合衆国では、2005年（平成17年）に、合衆国連邦刑事訴訟規則にGPSの装着を令状に基づき実施することを許容する条項を追加するための法改正が行われ、2006年（平成18年）12月1日から施行されている。その概要は以下のとおりである（指宿信「ハイテク機器を利用した追尾監視型捜査—ビデオ監視とGPSモニタリングを例に」鈴木茂嗣先生古稀祝賀論文集〔下巻〕）。

① 令状主義

当該管轄において正当な職権を有する治安判事は、追跡装置を当該管轄において装着するための令状を発付する権限を持つ。

本令状は、当該管轄内及び管轄外で、あるいはその双方で、移動している個人あるいは財物の移動を追跡するための装置の使用を許可することができる。

② 令状記載事項

ア 追跡対象となる人物及び車両の特定

イ 追跡実施が終了後に報告する治安判事名

ウ 追跡装置が使用されてよい期間（法律では45日以内。ただし、適切な理由があるとき延長可）

エ 追跡装置の装着が行われる時期（令状発付から最大10日以内）

オ 実施後速やかな報告義務

追跡実施終了後10日以内に、追跡された対象者に告知がなされなければならないとする。ただし、治安判事は捜査機関からの請求に基づき、実施報告を受けた後に対象者への告知を遅らせることができるとする。

(3) 要件・手続の概要

以上を踏まえつつ、GPS捜査による重大なプライバシーの侵害を防止するためには、最低限、別紙1記載の点につき法律によって定めるべきである。

### 第3 結論

警察庁は、GPS捜査が強制捜査に該当するにもかかわらず、任意捜査として行っており、現在の運用は、憲法第13条、同第35条及び国際人権（自由権）規約第17条が保障するプライバシー権を侵害するものであり、適正手続の要請にも反している。したがって、意見の趣旨のとおり、警察庁は、現在、「移動追跡装置運用要領」に基づき実施しているGPS捜査を直ちに中止すべきである。

他方で、極めて例外的にGPS移動追跡装置を利用した捜査が必要な場合がある

ところ、これが現行刑事訴訟法の想定しなかった捜査手法であること等を踏まえ、上記のとおり、特別法により、少なくとも、別紙1記載のとおりGPS捜査の要件、手続を法定し、裁判官の厳格な審査により発付された令状の下でGPS捜査が行われるようにすべきである。

以 上

## 要件・手続の概要

### 1 令状主義

裁判官が法律の規定に基づき、厳格な審査により令状を発付することによって初めてGPS捜査が可能となるようにすることは不可欠である。なお、令状は、GPS位置情報提供業者に対して呈示しなければならない（通信傍受法第9条参照）。

### 2 対象犯罪の限定

重大な犯罪に限定すべきである。

### 3 被疑事実及び被疑者の特定

被疑者が当該罪を犯したと疑うに足りる十分な理由がある場合。

### 4 追跡装置を取り付ける対象の限定と取付方法の適法性

位置探索の対象車両など取付対象を限定すべきである。また取付けは、私的スペースの場合であっても管理者の承諾を得て行うなど適法であることを要する。

### 5 緊急性等

#### (1) 緊急性

現に捜査中の事件で、人の生命又は身体に対する重大な危険が切迫しており、かつその者を早期に発見するために当該位置情報を取得することが不可欠であると認められる場合（誘拐事件や人質事件など。ガイドライン第24条第3項参照）。

#### (2) 補充性

GPS捜査以外の他の方法によっては、犯人を特定し、又は犯行の状況若しくは内容を明らかにするために必要な重要な証拠を得ることが著しく困難であるとき（通信傍受法第3条第1項・本件最高裁決定各参照）。

### 6 必要性

GPS捜査により侵害される利益の内容、程度を慎重に考慮した上で、なおGPS捜査を行うことが犯罪の捜査上真にやむを得ないと認められること（本件最高裁決定参照）。

### 7 令状発付後、追跡装置取付けまでの期間及びGPS捜査の期間を特定すること（通信傍受法第6条参照）

アメリカ合衆国の例では取付けまでの期間は最大10日であり、捜査期間は原則45日以内である。

### 8 提出義務

GPS捜査終了後に、遅滞なく、実施の状況を記載した書面を裁判官に対して

提出すべきである（通信傍受法第21条第1項参照）。

## 9 告知義務

GPS捜査終了後に捜査対象者に告知がなされるべきである（なお、通信傍受法第23条第2項は原則として30日以内と定めている。）。

## 10 記録の閲覧・複製権，不服申立権の保障

GPS捜査によって取得した記録の閲覧・複製権を保障し（通信傍受法第25条第1項参照），また，裁判の取消し又は変更（情報の消去を含む）を求める不服申立権を保障すべきである（通信傍受法第26条参照）。

## 11 情報・記録保管等

GPS捜査によって取得した情報・記録の保管期間を定めるとともに（原記録の保管期間について，通信傍受法第27条参照），保管期間経過等の事由により情報・記録は抹消されるべきである。

判決・決定	①GPS捜査の内容	②プライバシー侵害性・強制的捜査性	③検証に該当するか否か
<p>大阪地裁決定① 2015/1/27 【違法】</p>	<p>捜査機関は、平成24年から25年にかけて豊崎県と熊本県で発生した一連の窃盗・個人盗事件について捜査を進める中で、平成25年5月23日頃から、被告人とBら3名の共犯者が使用する多数の車両に令状なくGPS発信器を取り付け、その位置情報を取得してその所在を割り出す捜査を行ったことが認められる。</p>	<p>本件で使用されたGPS発信器は、捜査官が携帯電話機を使って接続した時だけ位置情報が取得され、画面上に表示されるというものであって、24時間位置情報が把握され、記録されるというものではなかった。また、接続すると、日時のほかおおまかな住所が表示され、地図上にも位置が表示されるが、その精度は、状況によっては数百メートル程度の誤差が生じることがあり、得られる位置情報は正確なものではなかった。加えて、捜査官らは、自動車で外出した被告人らに捜査するための補助手段として上記位置情報を使用していたにすぎず、その位置情報を一時的に捜査メモリに残すことはあっても、これを記録して蓄積していたわけではない。</p> <p>そうすると、本件GPS捜査は、通常の張り込みや尾行等の方法と比べて特にプライバシー侵害の程度が大きいものではなく、強制的処分には当たらない。</p>	<p>③検証に該当するか否か</p>
<p>大阪地裁決定② 2015/6/5 【違法】 一検証等状必要</p>	<p>(1) 捜査機関は、平成25年5月23日から同年12月4日頃までの間、被告人、共犯者3名及び被告人の交際相手Aが使用していると思われる自動車やバイク合計19台に対し、令状の発行を受けることなく、順次GPS端末を取り付け、それぞれ位置情報を断続的に取得しつつ追尾等を行う捜査を実施した。</p> <p>(2) GPS端末は、黒いケースに入れられ、数個の磁石とともにバッグにおおわれており、対象車両のうち、少なくとも自動車については、その下部(車両の新品等を取り外さなくとも取り付けられる部分)に磁石によって取り付けられていた。</p> <p>(3) GPS端末のバッテリーは、おおよそ3日ないし4日程度で充電が必要になっていたため、捜査官らは、その都度、GPS端末の本体ごと取り換えていた。この交換作業は、管理業者の承諾も令状の発行もなく、商業施設の駐車場やコインパーキング、ラブホテルの駐車場等の私有地で実施されることもあった。捜査官らは、交換作業に当たり、交換対象となるGPSの位置情報を取得することがあった。</p>	<p>自動車等の車両の位置情報は、人が乗車して自動車が移動する以上、それに乗車する人の位置情報と同視できる性質のものとして備えられる。</p> <p>そして、本件GPS捜査は、尾行や張り込みといった手法により、公道や公道等から他人に観察可能な場所にと存在する対象を監視して観察する場合と異なり、私有地であって、不特定多数の第三者から目視により観察されることのない空間、すなわちプライバシー保護の合理的期待が高い空間に対象が所在する場合においても、その位置情報を取得することができることに特質がある。本件において、コインパーキングや商業施設駐車場のみならず、ラブホテル駐車場内に所在した対象のGPSの位置情報が複数回取得されているところは、同駐車場の出入口は目隠しのカーテンが設置され、公道からはその内部は目視できない状況にあったし、施設の性質上、利用客以外の者が出入りするとは予定されておらず、プライバシー保護の合理的期待が高い空間に係る位置情報を取得したものである。</p> <p>また、捜査官は、本件GPS捜査は尾行等を機動的手段により補助するものに過ぎない旨主張するが、尾行等に本件GPSを使用するということは、少なくとも末尾した際に対象車両の位置情報を取得してこれを探索、発見し、尾行等を続けることにほかならず、末尾した際に位置情報を検索すれば、対象が公道にいたるには限らず、私有地、しかも前記のラブホテル駐車場の場合同様、プライバシー保護の合理的期待が高い空間に所在する対象車両の位置情報を取得することが当然にあり得る以上、その取付け、取外しが不可欠であるところ、捜査官らは、取外し、取り外しの作業のために位置情報を取得したというのであるから、その際にも同様のことが当然あり得る。そうすると、本件GPS捜査は、その真実的内容を前提としても、目視のみによる捜査とは異なるものであって、尾行等の補助手段として任意捜査であると結論付けられるものではなく、かえって内容的かつ必然的に、大きなプライバシー侵害を伴う捜査であつたといふべきである。</p> <p>(中略)</p> <p>したがって、本件GPS捜査は、対象車両使用者のプライバシー等を大きく侵害することから、強制的処分に当たると認められる。</p>	<p>本件GPS捜査は、携帯電話機等の画面上に表示されたGPS端末の位置情報を、捜査官が五官の作用によって観察するものであるから、検証としての性質を有するといふべきである。</p> <p>そうすると、検証許可状によることなく行われた本件GPS捜査は、無令状検証の評りを免れず、違法であるといわざるをえない。</p>

<p>判決・決定</p>	<p>①GPS捜査の内容</p>	<p>②プライバシー侵害性・強制捜査性</p>	<p>③検証に該当するか否か</p>
<p>大阪高裁判決 2016/3/2 (大阪地裁②控訴審) 【違法】</p>	<p>平成25年5月23日頃から、被告人、共犯者並びに被告人の知人女性がそれぞれ移動のために使用する蓋然性があるものと認められた合計19台の自動車・バイク(うち7台は盗難車両)に対し、その間の承諾なく、順次GPS発信器を取り付け、同年12月4日頃までの間に、発信器の時々の所在地をあらわす地図上の地点や住所、測位誤差等を携帯電話機の画面に表示させるという民間警備会社(セコム株式会社)の契約サービスを利用し、手元の従来型携帯電話機で多数回連続的に対象車両等の位置情報を取得したというものである。本件で用いられたGPSによる位置探索の精度は、周囲の状況によって、数百メートルあるいはそれ以上の大きな誤差が生じたものの範囲にとどまるなどとして、対象の位置情報をある程度正確に把握し得るものであった。警察官らは、被告人らが移動のために使用する蓋然性があることを把握した車両にGPS発信器を取り付け、車両が放置されるなどすると、これを取り外していたところ、主な経路をみると、同年8月7日未明の一連の窃盗事件(原判示第5の事案等)の発生を確認した後同月中旬頃に至るまでの発信器を取り外し、更にGPS捜査を実施したのを経て、同年9月初旬頃から同月末頃までの間、明の窃盗事件の嫌疑に基づき被告人及び共犯者3名の逮捕に向けて、各使用車両に発信器を取り付けて、それ以降所在捜査を行って被告人らを選捕した後、同年12月6日頃までにこれら全てを取り外している(なお、発信器の取り付け、取り外しは、車両に損傷等を与えない方法で行われた。)。各車両にGPS発信器が取り付けられていた期間は、最短のもので半月程度であるが、最長のものは合計でおおむね3か月近くにわたったところ、警察官らは、履行などの車両の位置情報を取得していたもので、中には、発信器が取り付けられていた間、極めて多数回位置情報が取得された車両もあった。本件捜査では合計16個のGPS発信器が利用されたところ、それによる位置情報の取得状況の主なところをみると、そのうち1個については、前後合計約3か月の間行われた検索回数(合計1200回を上限、1000回以上位置情報が取得されており(検索不能分を除き、数百メートルないし千メートルの誤差が生じたものを含む。))、また、6個については、数か月の間に約550回ないし約800回検索がなされ、約480回ないし約680回位置情報が取得されている。</p>	<p>本件で実施されたGPS捜査は、一連の窃盗事件の犯人らが移動のために使用する蓋然性があるものと認められた車両を対象に発信器を取り付け、警察官らにおいて、多数回連続的に位置情報を取得したというものであって、これにより取得可能な情報は、走行・張り込みなどによる場合とは異なり、対象車両の所在位置に限られ、そこでの車両使用者らの行動の状況などが明らかになるものではなく、また、警察官らが、相当期間(時間)にわたり機械的に各車両の位置情報を間断なく取得してこれを蓄積し、それにより過去の位置(移動)情報を網羅的に把握したという事実も認められないなど、プライバシーの侵害の程度は必ずしも大きいものではなく、警察官が対象が対象から離れた場所においても、相当容易にその位置情報を取得でき、本件では、車両によっては位置情報が取得された期間が比較的長期に及び、回数もまた多数に及んでおり、そのほか、セコム株式会社では、サービス利用者が事前に登録した時間帯における対象の位置情報及びサービス利用者が検索取得した対象の位置情報が、過去1か月分及び当月分に限られるものの保存され、ダウンロードして、対象の過去の位置(移動)情報を把握することが特に妨げられない状況にあったと認められるところであり、このような点に着目して、一審証拠決定がその結論において言うように、このようなGPS捜査が、対象車両使用者のプライバシーを大きく侵害するものとして強制処分に当たり、無令状で行った点において違法と解する余地がないわけではないとしても、少なくとも、本件GPS捜査に重大な違法があるとは解されず、弁護人が主張するように、これが強制処分法定主義に違反し令状の有無を問わず適法に実施し得ないものと解することも到底できない。</p>	<p>③検証に該当するか否か</p>



<p>判決・決定</p>	<p>①GPS捜査の内容</p>	<p>②プライバシー侵害性・強制捜査性</p>	<p>③検証に該当するか否か</p>
<p>名古屋地裁判決 2015/12/24 【違法】 一検証令状必要</p>	<p>本件GPS端末については、平成25年6月13日から最後に位置検索が成功した同年9月29日午前7時54分までの間、複数の機器から合計1637回の位置検索が行われ、大半の場合に位置検索が成功しており、その測位誤差は最小で24m、最大で4096mであった。なお、その後も同月30日までにはさらに16回の位置検索が行われたが、いずれも測位は失敗に終わっている。</p> <p>この間、位置検索が全くされない日も多くある一方で、多いときは1日に109回の位置検索が行われた(平成25年7月21日、本件プライバシー関係)。また、本件GPS捜査は、本件プライバシーの失態が続いたことなどを理由に開始されたものであり、捜査第三課では、基本的に尾行捜査で先立した際に位置検索を行うとする連前であったが、本件GPS捜査においては、被告人使用車両に移動の形跡がなく、車両を失墜したとは考えられない状況でも繰り返し位置検索がされていた(例えば、平成25年7月9日午後11時58分から同日14日午後6時0分までの間にされた合計113回の位置検索(本件プライバシー関係)では、測位が失敗した1回を除きすべて同じ愛知県●●市内の住所が得られており、その測位誤差は最小で32mであった。))。</p>	<p>本件GPS捜査が強制処分に該当するかを検討すると、①本件GPS捜査は、捜査機関において、被告人使用車両が電波の伝わる範囲内であれば、携帯電話機等の操作と同一の極めて容易な方法により、被告人使用車両の相当正確となり得る位置情報をその場で取得することを可能にしたこと、②本件GPS捜査は、具体的な時期を定めないまま開始されたものであり、本件GPS端末のバッテリー交換を繰り返すことなどによって長期間にわたり位置検索を続けることが可能であったこと、③前記①②に照らすと、捜査機関による位置情報の取得が限定の乏しいものの流れおそれがあり、得られた位置情報によって、プライバシー保護の期待が強い場所での被告人の行動等が把握されるおそれがあること、④実際に本件GPS捜査は、被告人に本件GPS端末を発見されたという偶発の事情で終了するまで、3か月以上の相当長期にわたって続き、その間、手動で極めて多くの位置検索が行われ、多くの場合に位置検索が成功し、条件のよい場合には測位誤差数十m以下の位置情報を得ることができていたことが認められる。</p> <p>これらの諸点に照らすと、位置検索の結果を個別に見ていけば、その多くが他者からの被告人使用車両の観察を要せずを得ない場所を示すものであったとしても、本件GPS捜査は、任意捜査として許容される尾行等とは質的に異なるものであり、対象車両の使用人である被告人のプライバシー等に対する大きな侵害を伴うものであったといわざるを得ない。本件GPS捜査において位置検索により得られた位置情報が捜査機関において蓄積記録されていなかったらという点について、プライバシー等に対する侵害が小さなものであるなどとはいえない。なお、セコムで保管される本件GPS端末の位置検索結果の入手が捜査機関において可能だったことも明らかである。以上によれば、本件GPS捜査は、対象車両の使用人のプライバシー等を大きく侵害するものであるから、強制処分にあたると認められる。</p> <p>尾行により、対象車両の様子を目視によって観察する場合には、人的資源に自ずから限界があり、長期にわたって継続的に対象車両を観察することは困難であるが、本件GPS捜査にそのような障害はなく、長期間にわたり相当正確となり得る位置情報を得ることが容易であったのであり、目視による尾行を続けることは質的に異なるものであって、任意捜査として許容される尾行の補助手段とみることはできない。</p>	<p>そして、本件GPS捜査は、携帯電話機等に表示される位置検索結果を目視によって認識するものであるから、少なくとも検証の性質を有するものと考えられる。</p>

<p>判決・決定</p>	<p>①GPS捜査の内容</p>	<p>②プライバシー侵害性・強制捜査性</p>	<p>③検証に該当するか否か</p>
<p>名古屋高裁判決 2016/6/29 (名古屋地裁控訴審) 【違法】 →新たな立法措置必要</p>	<p>本件GPS捜査においては、平成25年6月13日午前9時21分から、同年9月30日午後8時44分までの間に、合計1653回の位置検索が行われた。最後に正常に位置検索が行われた同年29日午前7時34分までの1637回は、ほとんどの場合で位置検索が成功し、位置検索の精度は、誤差が、最小で16メートル(なお、原判決8頁に「24m」とあるのは誤りである。)数十メートルの範囲の誤差の場合も多く、最大で4096メートルだが、1000メートル以上の誤差があるのは少数といえる。その後の16回の検索では、いずれも位置検索は失敗している。</p> <p>この間の同年7月21日、1日当たりで最多の109回の位置検索が行われた。そのほとんどが深夜から早朝に集中しており、午前11時から19回、午前2時台に20回、午前3時台に22回、午前4時台に17回の位置検索が行われている。また、同年9月9日午後11時58分から同年14日午後6時00分までの間、合計113回の位置検索が行われたが、これらの検索結果は、検索に失敗した回を除き、いずれも同じ「愛知県●●」であり、その精度は、測位の誤差が最小32メートル分までの約1時間16分の間に7回、同日午後11時03分から同日11日午前4時58分までの間に18回、検索が行われている。</p>	<p>GPS端末を利用した捜査は、対象者に気付かれない間に、容易かつ低コストで、その端末の相当正確となり得る位置情報を、長期間にわたり常時取得できるだけでなく、その結果を記録し、分析することにより、対象者の交友関係、借入金、嗜好、趣味や嗜好などの個人情報を経営的に明らかにすることが可能であり、その運用次第では、対象者のプライバシーを大きく侵害する危険性を内包する捜査手法であることは否定できない。</p> <p>その実施状況を見ると、まず前記(1)イのとおり、具体的な終結を定めることなく開始されており、その開始の段階から、プライバシー侵害の危険を生じさせるものであった。その意味では、運用要領が、GPS捜査の使用の継続の必要性がなくなつたときに使用を終了するとして、その目的が、必要な見直しはとどまらなされること、使用を指摘せざるを得ない。そして、実際に、同(1)イ、(4)ウエのとおり、被告らに本件GPS端末を発売されるという偶発の事情により終了するまでの間、約9か月半にわたり、多数回の位置検索が成功裏に行われ、その精度は誤差が数十メートルの範囲の場合も多く(最小で数十メートル)、1000メートル以上の誤差があるのは少数である上、前記のとおり、運用要領の使用要件である「他の捜査によって対象者の追跡を行うことが困難であるなど捜査上特に必要がある」とは認め難い場合にも、繰り返し位置検索が行われていたことが認められる。このように、本件GPS捜査の実施状況は、前記のような捜査開始の目的の達成に必要な限度内で行われたものとは言い難い。加えて、前記(2)イのとおり、本件GPS端末の位置検索結果はセコムにおいて保管されており、その情報は捜査機関において入手可能であったことも併せて考慮すれば、本件GPS捜査は、GPS捜査が内包しているプライバシー侵害の危険性が相当程度現実化したものと評価せざるを得ないから、全体として強制捜査に当たるといふべきである。</p> <p>GPS端末を利用した捜査は、本件が正にそうであったように、当初は正当な目的で開始されたとしても、その後、犯人の検挙等に至るまで長期間にわたり遽然と続けられることにより、ともしれば過度の情報収集が行われ、プライバシー侵害の程度も深刻となりうる危険性を相当はらんでいる。</p>	<p>本件GPS捜査は、既存の強制捜査の類型でいえば検証の性質を有することは原則法が指摘するとおりである。検証としては、令状の事前提示に代わる条件、検証の対象や期間の特定等、検証を要する種々の問題があり、解釈論的にも解決の必要に迫られているように思われる。加えて、科学技術の進歩に伴い、GPSの位置検索精度の高度化、端末の小型化、軽量化が進むことは明らかであり、このような科学技術の進歩の成果を捜査に用いること自体は認められてしかるべきである反面、精度が上がり記録化がより詳細かつ容易になることを考慮すると、プライバシー侵害の危険性も一層高まるものと考えられる。自動車以外の対象に利用される可能性も高くなるであろう。より根本的には、GPS端末を利用した捜査全般に関する新たな立法的措置も検討されるべきである。</p>

<p>判決・決定</p> <p>水戸地裁決定 2016/1/22 【違法】 一 検証苛状必要</p>	<p>①GPS捜査の内容</p> <p>本件において、捜査員らは、犯行を裏付ける証拠の収集や保全等を目的として、被告人使用車両を尾行しており、同車両を見失った場合に、まぎれは、被告人が立ち寄りそうな場所を捜索し、それでも発見に至らなければ、携帯電話機によりGPS機器の位置情報を検索した上、検索結果を踏まえて被告人が現れる場所を予測するなどとして、更に被告人使用車両の捜索を続けていた。本件GPS捜査を実施している期間中、捜査員らは、ほぼ毎日位置情報を検索し、検索回数は、多いと、1日30回程度であった。本件GPS捜査の結果、見失っていた被告人使用車両を発見することが一、二回あった。</p>	<p>②プライバシー侵害性・強制捜査性</p> <p>そもそも、人の所在場所に関する情報は、それ自体、当該個人のプライバシーに関わるものであり、捜査機関がこのような情報を取得することによって、通常のプライバシー侵害の程度を、捜査対象者が公道から通常の尾行によって確認できるような場所にいる場合と、他人から自視されることを通常予想しておらず、プライバシー保護に對する合理的期待が高い場所等と異なるような場合とで、自ずから運ばれているというべきである。そして、本件のようなGPS機器を使用する捜査員が位置情報を得る際は、捜査対象者が前記私的な場所等において位置情報であっても、容易にその所在場所を把握され得るといふ意味で、性質上、常に大きなプライバシー侵害の危険が内在しているというべきであり、この危険は、たとえ、捜査員が車両を先尾した後に、目視による捜索を一定程度行つてから位置検索を実施するということ配慮をしたとしても、避けられぬものではない。さらに、GPS機器を使用した位置検索は、正確かつ詳細に長期間にわたつて捜査対象者の位置情報を集積することが可能であるところ、そのようにして位置情報が集積された場合には、捜査対象者の所在場所にとどまらず、その交友関係や嗜好等、私的な行動性向をも捜査機関が把握できることにもなるものである。本件GPS捜査はこれをそうすると、本件GPS捜査は、潜在的に、単なる尾行の補助的手段として想定される以上に捜査対象者のプライバシーを大きく侵害する危険を有しているものといえるのである。本件GPS捜査は、これを体系的実施状況を踏まえても、強制処分にあたるといふべきである。</p>	<p>③検証に該当するか否か</p> <p>そして、本件GPS捜査の方法は、取得された位置情報の内容を五官の作用により認識するものであるから、検証に当たると考えられる。この点、検察官は、検証に当たるとした場合、被処分者に対し、事前に検証許可状を示さなければならぬが(刑事訴訟法222条1項、110条)、そうすると捜査の目的を達成することができなくなるから、強制処分とすることは不当な結論となる旨主張している。確かに、本件GPS捜査は、事前に令状を呈示することが想定できない性質のものであるが、事前呈示の原則は、令状執行手続の明確性と公正の担保の趣旨によるものであるところ、捜査の必要性や緊急性等、その趣旨に侵越する正当な利益がある場合であつて、捜査終了後合理的な期間内に、対象者に対し処分の内容を告知する場合には、全例外を許さないものであることは解されない上、そもそも、事前呈示が想定できない性質のものであること自体は、強制処分性を否定する直接の根拠にはならないといふべきである。なお、弁護人は、本件GPS捜査は、コココムが本来予定している用法に従つておらず、GPS機器が発火する危険性もあつた旨指摘している。本件において、その危険性が現実的であつたか否かとはもかくとして、捜査機関が用いるGPS機器の性能や装着方法によつては、故障による発火等の危険や、走行中の落下による後継車両への危険等も想定しなければならぬから、その意味においても、司法審査に付し、検証許可状発付の条件として適切な規制をする必要があるといえる。</p>
<p>広島地裁福山支部判決 2016/2/16 【違法】</p>	<p>用いられたGPS発信器は、これを対象となる自動車に取付けられた上で、当該GPS発信器を提供する会社のホームページにアクセスし、当該発信器に係る契約者番号等を入力してログインすると、当該発信器の位置情報が得られる(ただし、5メートルから1キロメートルの誤差があり得る。)</p> <p>そして、捜査員が上記位置情報の示す現場付近に赴いて、上記対象自動車を捜索することになる。</p> <p>捜査員は、7月1日以降、以下のとおり、2個のGPS発信器を、被告人が侵入窃盗の犯行に利用していると思料された車両計5台に取り付けられた。</p>	<p>本件でGPS発信器によって得られる情報は、その取り付けられた車両の位置情報にとどまる。車両の位置情報というものの性質上、その情報は、公道や、一般に利用可能な駐車場といった場所を示すものと考えられる。確かに、GPS発信器を利用することにより、被告人がどのような場所を移動し、どのような商業施設に立ち寄つたか等が分かるわけであるから、被告人のプライバシーに係る情報を捜査機関が把握することもあるが、公道や一般に利用可能な駐車場を示す情報である以上、これを得ることが、被告人のプライバシーや移動の自由への制約になるとはいえない。もとより、GPS発信器によって車両内での乗員の会話内容が分かるわけでもない。加えて、財産権への侵害等があるかどうかも検討すると、本件では、各車両の底部にGPS発信器が取り付けられたのであつて、各車両の構造や機能を一切変更していない。理論的には、GPS発信器の重量が加わることで、当該車両の性能に影響が及び得るが、小型の発信器であるので、影響があつたとしても無視できる範囲内のものである。なお、捜査員が対象車両にGPS発信器を取り付けた場所は、コインパーキングや商業施設等の駐車場であつて、被告人や共犯者等の隠居された人物のみが利用可能な場所ではないから、GPS発信器取り付け行為が私に私に利用可能な立ち入りがあつたわけでもない。結局、財産権への侵害があつたということでもない。本件GPS発信器を用いた捜査が、被告人のプライバシー、自由や財産権を制約ないし侵害するとはいえず、これが令状を必要とする強制捜査であつたといふことはできない。したがつて、本件GPS発信器を用いた捜査を違法といふことはできない。</p>	<p>本件GPS捜査の方法は、取得された位置情報の内容を五官の作用により認識するものであるから、検証に当たると考えられる。この点、検察官は、検証に当たるとした場合、被処分者に対し、事前に検証許可状を示さなければならぬが(刑事訴訟法222条1項、110条)、そうすると捜査の目的を達成することができなくなるから、強制処分とすることは不当な結論となる旨主張している。確かに、本件GPS捜査は、事前に令状を呈示することが想定できない性質のものであるが、事前呈示の原則は、令状執行手続の明確性と公正の担保の趣旨によるものであるところ、捜査の必要性や緊急性等、その趣旨に侵越する正当な利益がある場合であつて、捜査終了後合理的な期間内に、対象者に対し処分の内容を告知する場合には、全例外を許さないものであることは解されない上、そもそも、事前呈示が想定できない性質のものであること自体は、強制処分性を否定する直接の根拠にはならないといふべきである。なお、弁護人は、本件GPS捜査は、コココムが本来予定している用法に従つておらず、GPS機器が発火する危険性もあつた旨指摘している。本件において、その危険性が現実的であつたか否かとはもかくとして、捜査機関が用いるGPS機器の性能や装着方法によつては、故障による発火等の危険や、走行中の落下による後継車両への危険等も想定しなければならぬから、その意味においても、司法審査に付し、検証許可状発付の条件として適切な規制をする必要があるといえる。</p>

判決・決定	①GPS捜査の内容	②プライバシー侵害性・強制捜査性	③検証に該当するか否か
<p>判決・決定</p> <p>広島高裁判決 2016/7/21 【憲法】</p>	<p>本件GPS捜査の手法は、発信器を磁石のついたケースに収納し、被告人らが使用していると思われる車の底部に承諾なく取り付けられた上、捜査官が携帯電話やパソコンを使用して同社のホームページにアクセスして暗証番号等を入力してログインし、画面に表示された発信器の検索時点における位置情報（おおまかな住所や地図上の位置）を基に、実際にその場所付近に駐き、対象車両を探査し、被告人らの動向を把握しようとするものであった。</p> <p>測位精度は、発信器の所在地の周辺環境等の条件によって異なり、電波が届かない又は受信しにくい条件下では、1km程度以上の誤差が生じたり、位置情報が全く得られなかったりすることがある一方、良好な条件下では誤差5mから100m前後で位置情報を把握し得た。</p> <p>位置情報の検索について、具体的な終期の定めや回数制限は設けられていなかった。検索の時刻や回数は記録化されておらず、検索頻度の詳細は明らかでないものの、各発信器につき1日平均20回程度は検索が行われていた。</p> <p>広島県警察は、7月1日以降、2個の発信器（以下「発信器①」「発信器②」という。）を被告人又はBが使用していると思料された車両合計5台にその承諾なく取り付けられた。</p>	<p>本件GPS捜査は、広域を車で移動して窃盗を繰り返しているどうかがわかれた被告人らに対し、その使用車両の車底部に磁石で発信器を装着することにより車両の所在を把握し、これを手がかりに捜査官が車両を尾行して張り込み、被告人らの行動を窺察して犯跡の探証活動等を行うとともに、最終的には現行犯逮捕することを目的として開始されたものである。終期の定めはなく、最終的には被告人らが気付いて発信器を外すまで行われたが、その間、ほぼ当初の捜査目的とおりの捜査が実施されたと認められる。</p> <p>磁石による発信器の装着は、通常、車体の損傷を来すものとはいえず、財産権の実質的な侵害を伴う可能性は一般に小さく、この観点から本件GPS捜査が強制処分であると解される余地はない。</p> <p>問題は、プライバシーとの関係である。</p> <p>本件GPS捜査は、性質上、車両の位置情報のほか、少なくとも移動中は事実上使用者の移動も把握することが可能となり、そのプライバシーを制約する面があることは否定できない。所論は、この点から、それが対象者の権利・利益を侵害するものとして本件GPS捜査の強制処分該当性をいふものと解される。しかし、車両は、通常、公道を移動し、不特定多数の者の出入り可能な駐車場に駐車することが多いなど、公衆の目にさらされ、窺察されること自体は受忍せざるを得ない存在である。車両の使用に際して、その位置情報は、基本的に、第三者に知られないで済みますことを合理的に期待できる性質のものではなく、一般的にプライバシーとしての要保護性は高くはない。</p> <p>そうすると、少なくとも、本件のような類型のGPS捜査は、その性質上、法定の厳格な要件・手続によって保護する必要のあるほど重要な権利・利益に対する実質的な侵害ないし制約を伴う捜査活動とはいえず、刑罰法197条1項ただし書にいう強制の処分には該当せず、任意処分（任意捜査）と解するのが相当である。</p>	<p>③検証に該当するか否か</p>
<p>福井地裁判決 2016/12/6 【憲法】</p>		<p>判決書未入手</p>	
<p>東京地裁立川支部決定 2016/12/22 【憲法】</p>		<p>決定書未入手</p>	